一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1．計画期間　　令和　7年　4月　1日～　令和12年3月31日までの　5年間

2．内容

目標１：所定外労働時間について平均６時間以下を維持する

＜対策＞

- 令和8年 11 月～　勤怠管理システムにより、各従業員の労働時間の状況を継続して把握・確認する。
- 令和8年 12 月～　特定の月や特定の部署・個人で時間外労働が増加する兆候が見られた場合は、所属長に報告し、速やかに業務分担の見直しや是正措置を検討する。

目標２：有給休暇取得の促進

＜対策＞

- 令和8年 11 月～　年次有給休暇の正確な取得状況を個人と所属長各々が常に把握できるようにする。
- 令和９年　4月～　取得低調者に対する働きかけを実施する。

目標３：育児休業取得率100%の維持及び１ヶ月以上の育休取得の促進

＜対策＞

- 令和8年 11 月～　男女共に育児休業取得率100%の達成を維持する。
- 令和8年 11 月～　女性は子が１歳になるまでの育休取得を維持する。
- 令和8年 11 月～　男性は１ヶ月以上の取得を促進する。配偶者の出産申出があった場合、社会保険制度等を丁寧に説明する。